

報告書の「たたき台」に関して、まず個別論点について二つ申し上げます。

- ① この会議において意見の一致または事実認識の一致した点として、取り調べにおいて弁護人立ち合いを認めることは担当捜査官の裁量であることを記載すべきと考えます。その上で、その裁量権をより広く適正に行使するために弁護人立ち合いの試行的運用についてどんなことを行うべきかを議論していくべきです。かかる試行なしにこの問題について議論を続けても抽象的、観念的な議論が繰り返されるのみで、日々、刻々と変化する世界と日本の社会動向から取り残されていくこと、結果的に国民の福利に対し真に奉仕できない刑事司法制度になっていくことを強く懸念するからです。
- ② 村木厚子さんからお話を伺うかどうかについて議論が出ていますが、私は10年前の「あり方会議」からの時間経過を踏まえ、この間の法務・検察の改革スピードについてどう見ておられるかという観点からは是非ぜひお話を伺いたいと思います。村木さんは、あの事件の当事者であるとともに、やはり色々な制度的な改革課題を抱えつつも経路依存性の壁にぶつかって苦労している厚労省の事務方トップもつとめられた方ですから、バランスの取れた意見を伺えるのではないかと期待しています。

次に全体についてこの二つの論点に共通する課題について申し上げます。

この20年ほど、私は霞が関まわりの色々な改革に関わってきました。法制度や行政運用は過去からの継続性、整合性、未来に向かっては予測可能性が求められるので、それを変えるにあたって慎重にならざるを得ないことはよく分かります。特に法務・検察の管轄領域はそういう要請が強いかもしれませぬ。しかし、その一方で、時代の変化が激しくなっていく中で、丁寧に議論を重ねてやっと合意形成がされ運用に移された時点ではすでに時代遅れになり、有効に機能しないという展開を何度も見てきました。現在、進行中の行政のデジタル化の取り組みを同様で、問題は役所自身のトランスフォーメーション力、変容力を異次元に高められないと同じ轍を踏む危険性があります。実際、そうしたスピード感に関する懸念から企業統治を巡る会社法改正について、私は金融庁幹部や有力な政治家と話し合い、ガバナンスコードと言うソフトローを先行させて改革を加速させる方法に協力しました。会社法改正は遅れてそれを後追いする形で実現しています。

コロナ禍によってデジタル革命とサイバー空間を中心とするグローバル化は猛烈に加速しています。これは社会の在り方、人々の生き方を根本から揺らがせるようなインパクトを持ちつつあり、役所の側の制度改革もこのスピードについていくこと自体が国民福利の実現にとって必須の要件になっています。政府部門として、改革改善、イノベーションに関わる迅速性、柔軟性について抜本的な組織能力の飛躍が求められているのです。今回の会議に参加させていただき、改めてその中でも法務・検察は重厚な役所だと実感しました。裏返して言えば、私としては今回の報告書に法務・検察として、破壊的变化、不連続な変化が進行す

る社会動向、世界動向への感度を大きく引き上げ、迅速かつ果敢に制度や運用の変更を行えるダイナミックで若々しい組織に変貌を遂げるべきこと、非権威主義的、非伝統固執的な役所に大変容すべきことを盛り込んでもらいたいと希望します。それこそが破壊的危機と破壊的イノベーションが連続的に襲い掛かる現代において国民の福利の最大化に奉仕するためのもっとも重要な改革課題と認識している次第です。